

空き家バンクご利用手順

1. 空き家バンク登録カードと委任状に記入

空き家バンク登録カードと図面、委任状を津南町役場観光地域づくり課に提出。

2. 当該物件の内見とホームページ掲載用写真の撮影

空き家バンク登録のための必要事項が済み次第、物件の写真撮影と合わせて職員による内見調査を行い、その後空き家バンクのホームページに情報が掲載されます。

3. 購入希望者から物件の問い合わせ

空き家バンク閲覧者から物件内見希望の問い合わせが役場に来ます。物件所有者の方にご一報し、内見日の日程調整を行います。

4. 三者で内見、および空き家バンクでの売買説明

物件所有者・購入希望者・役場職員の3者にて、修繕箇所の確認や敷地の境界確認などを行います。

5. 物件売買まで

内見後、売買に向けて話を進めることとなりますと、ここからは役場は介入せずに購入希望者と直接やりとりをしていただく形となります。

相対での売買は個人で行う事務手続きが多くトラブルになることもあるため、第三者を介した売買をお勧めしています。

6. 売買成立

売買契約、登記名義変更を経て売買成立とし、役場へご連絡いただき、空き家バンクのご利用完了となります。

空き家バンクチェックリスト

◆事前確認事項

チェックを入れ、確認事項に漏れの無いようにしましょう。

相続の確認

(土地・家の名義は変更・確認済みですか?)

登録したい物件の地番・地目を確認

(固定資産税請求書明細や登記全部事項証明書などで)

家財道具の整理

(家の不用品整理はお済みですか? また、予定は立っていますか?)

ご家族の理解

(空き家バンク登録をご説明済みですか?)

◆空き家バンク登録提出書類

空き家バンク登録カード (窓口もしくはインターネットより取得)

物件の図面 (正確な図面でなくても構いません。)

委任状 (空き家の延床面積や地籍図を確認するものです。)



空き家バンク問い合わせ窓口
津南町役場観光地域づくり課
025-765-5454